

36. (Gno.88) 紛争解決における「テクノロジーと法」に関する研究

代表：小林 学

2021/02/19 (承認) 2021 年度 (開始)

【研究の目的】

市場においても、行政府や司法 においても、IT 化が急速に進行しつつある。この研究会の目的は、紛争解決場面における「テクノロジーと法」に関わる論点について、比較法的な視点から、考察を行うことにある。

【研究活動及び成果】

総括

民事裁判のIT化やオンライン紛争解決（ODR）などの紛争解決におけるテクノロジーの利活用の可能性について、わが国および諸外国の状況についてのリサーチを推進した。ChatGPTの急速な普及や量子コンピュータの実用化に向けた動きなど、日進月歩の技術革新に圧倒され、情報収集にも追いつかないおそれもあるなか、民事裁判、裁判外紛争解決、そして、法原則との関係に分担して、文献等の調査を実施した。

かように、共同研究グループとしての活動、成果につなげてゆくための基礎となる作業に徹した。